

社会福祉法人菊水会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菊水会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めたものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものである。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、職員用の旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年6月17日から施行する。